

件名	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
主管課	総務部管理局人事課
根拠法令等	職員の給与等に関する報告及び勧告（平成23年11月2日付け23人委第182号）
<p>【改正の概要】</p> <p>人事委員会勧告に基づき職員の給与を改定するため、職員の給与に関する条例等の一部を次のとおり改正。</p> <p>〔改正条例〕</p> <p>職員の給与に関する条例 教育職員の給与に関する条例 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例 一般職の任期付職員の採用等に関する条例 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例</p> <p>〔改正内容〕</p> <p>1 給料表の改正等（条例、及び） 50歳台を中心に40歳台以上の職員が受ける号給以上の号給について、給料表の引下げ（平均 0.3%）。 医療職給料表（一）を除く。</p> <p>2 給与構造改革における経過措置額の減額・廃止（条例） 平成24年度は2分の1減額した額（減額上限1万円）を支給し、平成25年4月1日に廃止。</p> <p>3 平成23年12月期期末手当に関する特例（調整措置） 本年4月～11月までに支給された給与に係る公民較差相当額について、平成23年12月に支給する期末手当から減額調整する。</p>	
施行日	平成23年12月1日（2については、平成24年4月1日）
【その他参考事項】	